

令和5年度 入札・契約制度の改正について（その2） （建設工事関係）

令和5年4月3日

追記 令和5年6月2日

1 「電気工事」及び「管工事」における格付けの本格運用について

公共工事の品質確保、担い手の中長期的な育成・確保などを促進するとともに、市内建設業の健全な発展を促進するため、令和3・4年度の競争参加資格審査申請の受付分から「電気工事」及び「管工事」を試行として導入し、実際に格付けしたものを周知も兼ねて結果を通知しておりました。

令和5・6年度の競争参加資格審査から入札への適用を開始します。

【概要】

- ・格付け等級区分は、「A等級・B等級・C等級」の3段階とします。
- ・対象工事は、A等級が全工事、B等級が設計金額4,500万円未満、C等級が設計金額1,000万円未満とします。

2 令和5・6年度宇和島市建設業者格付けについて

(1) 「防災士等有資格者」の新設

○近年の自然災害の頻発に鑑み、防災士、地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士（以下「防災士等」という。）の地域貢献が期待されること、また、防災士等の技能・経験は、災害対応力の強化につながることで期待されることから、新たに加点項目「地域貢献度」において、防災士等の資格を有する者が従業員にいる場合、その人数に応じて評価します（1名につき1点（上限5点））。

(2) 「担い手確保」に係る項目の充実

○建設業界にとって喫緊の課題である担い手確保、特に若年者の入職促進につながる積極的な取組みを促進するため、新たに加点項目「担い手確保」において、「えひめジョブチャレンジU-15 事業受入事業者登録」や「インターンシップの受け入れ又は出前講座等の取組」を評価します（えひめジョブチャレンジU-15 受入事業者登録：3点、インターンシップの受け入れ等：1回につき3点（上限6点））。

(3) 「協力雇用主」の新設

○犯罪や非行をした者の就労を支援する協力雇用主として保護観察所に登録している場合、再犯防止のための社会貢献に資することが期待されることから、本加点項目（5点）を新設します。

(4) 業種別平均工事成績評定点による格付け等級の制限

○工事内容の品質向上及び適正な施工の確保を図るため、格付けが総合点数でA等級に格付されることになる者の「業種別平均工事成績評定点」が70点に満たない場合は、B等級に格付けすることとします。

※業種別平均工事成績評定点とは、過去2年間に工事成績評定を行った市工事の成績評定点の平均値に、当該工事請負件数ごとに加点又は減点した点数。

工事請負件数による加点又は減点は、1件は-1点、2件は0点、3~5件は+1点、6件以上+2点とし、工事成績評定点が65点未満の工事は含まない。

また、工事請負件数が0件の場合は、加点又は減点の対象としない。

(5) 「市工事の業種別平均工事成績」における工事請負額に応じた加点の廃止

○これまで、業種別平均工事成績評定点算出にあたっては、請負金額に応じた加点補正を行ってききましたが、経営事項審査でも審査対象であることにより、2重加点となるため、廃止とします。

(6) 土木一式工事における「等級別必要最低年間平均完成工事高」の見直し

○宇和島市建設工事等請負業者選定要綱別表について、30年豪雨災害の災害復旧への貢献を考慮し据え置きとしておりましたが、下記のとおり見直しを行います。

(現行) 別表3 等級別必要最低年間平均完成工事高

区分	土木一式
A	全工事
B	3,000万円未満
C	1,500万円未満
D	500万円未満



(改正後)

区分	土木一式
A	全工事
B	5,000万円未満
C	3,000万円未満
D	1,000万円未満

3 相指名業者への下請制限の緩和【継続】

技術者等の不足が続くことが見込まれるため、同一の入札参加者への下請を原則承認します。

4 工事請負契約書の記載事項の追加（建設発生土の搬出先等）について

工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、設計図書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めるとともに、工事請負契約書に「建設発生土の搬出先等」の項目を記載します。

なお、その工事が再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければなりません。